

第二編

近

世



## 第一章 織豊政権の但馬進出と豊岡支配

### 第一節 但馬征伐と秀吉の統治策

中世的秩序の一掃と武断政策 豊岡の歴史にとって、織田信長の日本統一・天下布武の大事業の一環として行なわれた部將・羽柴秀吉による但馬征伐は、画期的な一大転機をもたらしたものといえる。秀吉による

第一次（天正五年・一五七七）・第二次（天正八年・一五八〇）の但馬征伐は、中国地方の毛利氏攻略の重要な布陣であったが、但馬の歴史を一変させてしまった。

信長の天下統一の方式は徹底した武断政治であり、殺伐残忍を極めた、はげしい威嚇政策であったことはよく知られている。その代表的な例としては、元亀二年（一五七一）の比叡山の焼打ちにおいては一山の堂塔伽藍をことごとく焼き払い、僧俗男女三、四〇〇〇人を皆殺しにしているし、天正二年（一五七四）の伊勢・長嶋の一向一揆討伐では三ヶ月の籠城軍包囲攻撃の末、過半数を餓死させた上に残りの男女二万人をことごとく焼殺しており、さらにまた天正三年（一五七五）の越前の一向一揆討伐においては老若男女をなでぎりにし、三、四万人を殺りくし、生捕っては首をはね、実に越前一国をおおむね討ち殺したとまで言い伝えられている。

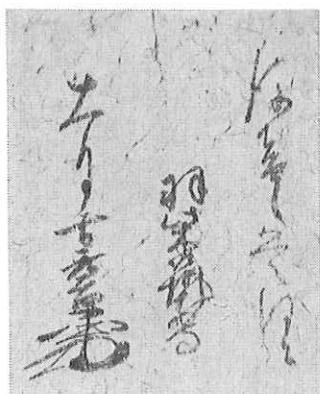
このような織田信長軍の但馬進攻を迎えて、山名氏支配下の但馬の中世的支配秩序はひとたまりもなく崩壊していった。秀吉の但馬征伐にあたって、七美郡の一揆の討伐の方法について、次のような『因幡民談』の記事が伝えられている。

「秀吉いかにもして小代谷（現・美方町）のものども誅伐せばやと（中略）國中にふれ給ふ。当國わが領地となる上は、さきざきてて、その所の百姓迎えに出、礼を致すべし。されば扇を一本腰にさし、上下を着し、禮儀正しく目見えをなすべし。出でざるもの過怠なり、と言渡されしかば、在々所々より群がりたちて出でにけり。七美・一方の者どもをば広き河原を点し、この所に並み居させて礼を受けたまふ。小代の者どもこれをたばかりなどとは夢にも知らず、かの河原に並び居たりしに、大人衆を以てくるくると取まわし、丸腰にて居たることなれば、何の用捨もなく、一人も残らず殺し給ふ。これより小代のあぶれものどもは絶えけるとぞきこへける」（『校補但馬考』）。

天正八年（一五八〇）四月に秀吉は播磨より明延を越えて大屋に入り、七美郡（美方郡西部）の一揆を討ち従え、それより出石を攻めて五月にはまたたく間に山名を滅ぼし、豊岡を支配下において但馬を平定した。秀吉軍による徹底的武断政策により、山名一族の滅亡とともに但馬の中世以来の土豪的名主層はここに潰滅的打撃を受けて、完全に征服されてしまったのである。

もつとも、信長が天正三年（一五七五）に越前国の施政方針として示した九ヶ条の掲書の中には、

- 一、國中に非分の課役をかけぬこと
- 一、國侍を慎重に取扱うこと



写140 羽柴筑前守秀吉の署名と  
花押のある書状（残欠）

（光行寺蔵）

一、戦乱以前の京家領きょうけりょうについては原則として還付すること  
一、國中の関所を撤廃すること

などの寛大で慎重な政治的配慮も含まれていたとされるから、但馬平定の施政方針としても、これと大同小異のものが採用されたものとみてよいであろう。

但馬土着の中世的豪族の中で、秀吉軍に帰服した者の中には、例えば水生山合戦で敗れて降参した垣屋豊績が宮部善祥房の与力となつた例もあるし、旧・八木城主（八鹿町）八木豊信や、旧・觀音寺城主（日高町）垣屋光成らも鳥取城攻めに参加した。また山名一族の中では例外として、山名豊国のように閑ヶ原役後に村岡領を知行されたものもいる。その家臣団には田結庄・垣屋・太田垣・八木・田公などの旧臣が加わり、生き残つたといわれる（宿南保『但馬史4』）。

しかしながら、但馬の土着の土豪的名主層は、大部分は検地に基づく近世農村の本百姓層として格付けされ  
て、はじめて命を長らえることができたのである。兵農分離の結果、中世以来の複雑な土地領有関係は廢止され、社会秩序が全面的に整理再編されることとなつた。

信長は自己に反抗する宗教勢力に対しては特にきびしい弾圧を加えたが、その対宗教政策は後述するように、豊岡地方の仏教寺院にも一大転機を与えている。

但馬統治にあたった 秀吉はその征服地の軍事的統治策として、まず要所に番城<sup>ばんじょう</sup>を配置した。但馬における番秀吉の家臣団 城としては、豊岡・出石・竹田（和田山町）・八木（八鹿町）などがある。これは兵糧の集積拠点となり、強權の象徴となつた。秀吉配下の武士団は、その出身地を離れて天下統一戦争に従事したのであるが、めまぐるしく征服地の番城の城主に配置された。この番城を拠点とした兵糧の大量調達と運送のために商人が大きな役割を占め、城下町が発展した。兵農は分離させられ、武士が城下に集中し、人民威嚇のために「はりつけの刑」がみせしめのため採用された。貢租・夫役の確保のために強權發動政策が強力に推進されたのである。

但馬征伐後の但馬統治の総大将となつたのは、秀吉の弟の羽柴小一郎秀長（後の大和大納言）であつて、播磨の守護と兼ねて但馬の守護に任せられ、姫路にあって采配を振るつた。秀長は秀吉の信任厚く器量すぐれた大将で、後に「内々の儀は宗易（利休）、公儀の事は宰相（秀長）」とまで称せられた人物であり、秀吉の一門衆の中でも重きをなしていた。

秀長の配下として但馬国内の番城の城主に任命されたのは、秀吉子銅いの直參衆<sup>じきさん</sup>が多かつた。秀吉の家臣団の系譜を調べてみると、いわゆる譜代衆（親の代からの家臣）は秀吉にはないが、次の四種類のものが認められている。

- ① 一門衆（一族衆<sup>いっしやくしゅう</sup>・秀吉の血族・親族）
- ② 直參衆（子銅い衆<sup>じきさん</sup>・直系の部下）
- ③ 新參衆（自分一代に新たに従つた部将）

## (4) 国衆（征服支配地の在地の帰服した土豪）

ところで、このような家臣団の構成は、秀吉の大将である織田信長の家臣団の編成を手本にしたものといえる。信長の家臣の多くは地侍的土豪層であったといわれ、この人びとは地侍を中心に、若党や百姓を含めて「惣」<sup>そう</sup>と称する集団を結成し、郷村を支配するために庄屋その他の有力百姓を被官（ひかん）（配下）として従属させており、郷村内のこれらの家来・被官は、戦争の出陣に際しては足軽<sup>あしがる</sup>として従軍した。信長は、このような「惣」の指導者である地侍的土豪を味方にし、忠誠を誓わせ、支配下におき、家臣団に編成した。信長の家臣団の頂点には家老がいて家臣団を統率したが、家臣の中の大身のものは小身のものを与力として支配下においていた。また帰順した敵方の部将で旧領を安堵されて家臣団に編入されたもので、新付の家臣団として清洲以来の旧家臣の与力として、その支配下におかれたものもいる。秀吉の家臣団の編成も、このような信長の家臣団の一環であった。

但馬支配の総大将の羽柴秀長が秀吉の弟で、一門衆の筆頭格であることはすでに述べた。

歴代豊岡城主の中で、杉原長房一族は秀吉の正妻・北政所（浅野氏）の実家筋にあたる一門衆である。

同じく木下助兵衛・尾藤甚右衛門・明石左近・福原右馬助はいずれも秀吉子飼いの直参衆に属し、このほか出石城主となつた前野長康、あるいは仙石氏の祖・仙石権兵衛、そしてまた竹田城主・斎村左兵衛尉なども、いずれも直参衆に属している。

但馬征伐に従つて転戦して功名をあげた藤堂高虎や初代の豊岡城主・宮部善祥房は新参衆であり、京極高次・高知兄弟や亀井茲矩などの大名もいずれも新参衆にあたる。

以上の人びとはもちろん、いざれも後の徳川幕府からみれば外様の系列に分類される。

直参衆は秀吉の腹心の家臣であり、戦場にあっては秀吉の率いる軍勢の中核軍団となつたが、平時の役割としては秀吉が支配下に収めた征服領地内における統治策の実施がその主要な任務であつた。そして秀吉の命を受けて、城割（不要となつた城郭の破壊）・検地・刀狩り・築城の際の作事普請奉行・城下町の建設・貢租の取立て・蔵入領の管理のほか、戦国動乱の時代の変革的施策の核心をなすもろもろの困難な仕事を遂行したのである。

## 第一節 織豊政権下の歴代豊岡城主

豊岡の歴代城主は、以下の人びとが順次、任命されている。

初代 宮部善祥房継潤（天正八年・一五八〇、受封）

二代 木下助兵衛尉（天正十年・一五八二、受封）

三代 尾藤久右衛門知定（天正十二年・一五八四、受封）

四代 明石左近則実（天正十四年・一五八六、受封）

五代 福原右馬助直高（文禄四年・一五九五、受封）

六代 杉原伯耆守長房（慶長二年・一五九七、受封）



写141 宮部善祥房の署名と花押  
(六地蔵・河本幸雄氏蔵、  
鈴木三郎左衛門 宛安堵状  
より)

は、第二章第二節「杉原氏の時代」にゆずる)。

宮部善祥房  
継潤

近江国坂田郡醒井の人。刑部少輔・真舜の子。初め中務卿と称した。天文五年(一五三六)、比

利幕府の政所・伊勢氏の被官として湯次下庄の庄司を勤めていたが資性、武を好み、いつしか湯次下庄に戻り、

これを押領し、一庄の領主として宮部氏を称し浅井長政に属するに至り、宮部砦を守らせられた。元亀三年(一五七二)から羽柴秀吉の誘いにより織田信長によしみを通じ、宮部合戦で秀吉とともに浅井・朝倉勢と戦い以後、常に秀吉に属し戦功をあげた。秀吉新参衆の一人である。

天正八年(一五八〇)に豊岡城主に封ぜられ城下町を開き、天正九年(一五八一)に秀吉の鳥取城攻めに従い落城後、天正十年(一五八二)に鳥取城主となり、後に因幡・伯耆五万一〇〇〇石を領するに至った。その間、

天正十五年(一五八七)に九州・島津征伐に因幡・鳥取勢四〇〇〇人を率いて出陣し日向国高城・根白坂の砦を守り、南條小鴨の陣

に夜襲をかけた島津義久の軍勢二万余人を引受けて奮戦、大勝利の因をなし、また小田原・北条征伐や文禄・慶長役にも出陣した。老後は国をその子・兵部少輔長熙に譲り、隠居して悠々閑居し、

慶長四年(一五九九)に死んだ。年七一。

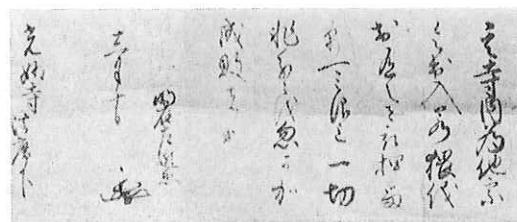


写142 宮部善祥房墓

向かって左側。右側は夫人の墓  
(京都市上京区・芦山寺)

木下助兵衛  
尉

尾張の人。秀吉直参衆の一人。早くから秀吉に従つた功臣である。天正十年(一五八二)に鳥取城攻め



写143 明石左近より光妙寺に送った安堵状

「みだりにに他宗の者の出入りを停止する」旨が書かれている。

(市指定文化財・光行寺蔵)

の功あり、翌天正十一年（一五八三）に豊岡城主となる。通説では、天正十二年（一五八四）に備中守となり、因幡国・若桜城主に移封され、天正十五年（一五八七）に九州・島津征伐には日向・根白坂の戦いに参加、さらに小田原北條征伐・文祿の役にも出陣した。慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原の役には西軍に属し、京極高次を大津に攻めたが敗北後、天王寺に逃れ、助命を求めたが許されず自殺した。以上の通説は誤りで若桜城主・木下備中守重堅は荒木平太夫のことと、助兵衛尉（名を秀定と称し、小牧・長久手の戦で戦死したという）とは別人との有力説がある。

**尾藤久右衛門知定** 初め甚右衛門と称し、後に左衛門尉と改めた。光房とも知宣ともいった。秀吉に仕え、長浜以来、黄母衣衆として直参衆の一

人である。人となり勇猛で、秀吉に愛された。

天正十二年（一五八四）に豊岡城主となる。在城二年。天正十四年（一五八六）に讃岐・丸亀領主となる。

天正十五年（一五八七）に九州・島津征伐の時、秀吉の命を受けて秀長を補佐したが、日向・根白坂の戦いに臆病の振舞いがあつたため、秀吉の激怒にふれ、その封を奪われたので小田原に赴いて北條氏に頼つた。

天正十八年（一五九〇）、秀吉が小田原征伐に勝利を収めたが、このとき知定は髪を剃り法衣を着して秀吉を迎えたけれども、秀吉は怒つて許さず、これを殺させ、遂に亡んだ。

明石左近則実

はじめ與四郎と称し、後に左近と改めた。名は則実、あるいは全豊という。秀吉直參衆の一  
人である。

天正十一年（一五八三）四月、賤ヶ岳の戦に生駒甚助・小寺官兵衛と同じく五番備えとなつた。

天正十四年（一五八六）から豊岡城主となり在城九年。

天正十五年（一五八七）には、九州・島津征伐に軍勢八〇〇人を率いて出陣した。

天正十六年（一五八八）四月には、後陽成天皇の聚楽第行幸に右の前駆をつとめ、文禄の役には国都出勢を命ぜられ京都守護役として関白・秀次を守護したが、文禄四年（一五九五）七月、秀次切腹の後に小早川隆景に預けられ、ついで切腹を命ぜられ家は断絶した。

名は直高、右馬助と称し、石田三成の妹婿である。秀吉の直參衆で小姓頭の一人であった。

直高　福原右馬助  
九州・島津征伐の時、日向・根白坂の戦いに功があつた。後陽成天皇の聚楽第行幸の時には左の前駆をつとめた。小田原・北條征伐の時は、命ぜられて伊豆の山中城の仕寄しょきを受けた。仕寄というのは竹柵・土俵の類で、城攻めの道具のことといい、また城攻めに打ち掛かることをいう。

文禄の役に際しては後備衆となり、ついで船手奉行を命ぜられている。  
文禄四年（一五九五）、明石左近切腹のあとをうけて豊岡城主となり、在城一年の後、豊後府内に移封されている。

豊臣家の小姓頭の一人として慶長三年（一五九八）八月十八日、秀吉死去の後に遺物下賜の時は国俊の刀を拝領した。

慶長五年、関ヶ原の役には西軍に属したが敗北し、伊勢国の朝熊において誅せられた。

### 第三節 天下統一戦争に動員された豊岡勢

九州征伐と高城・但馬征伐の結果、ひとたび織豊政権の支配下に入った但馬は、引続き因幡・鳥取攻めを皮根白坂の血戦・切りにして、天下統一戦争のために駆り立てられ、軍役の重課を負担させられ、はげしく収奪されることとなつた。

天正十五年（一五八七）になると秀吉は九州の島津征伐のために、畿内・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海の諸道二〇数ヶ国に対して総勢十二万人の動員を命令した。

当時の豊岡城主（城ノ崎城主）・明石左近則実は、八〇〇人の軍勢を率いて豊岡を二月五日に進発した。但馬の軍勢は但馬衆と呼ばれたものであるが、このとき但馬衆としてともに進発した豊岡以外の同勢をみると、その内訳は次のとおりである。

出石城主	前野但馬守長泰	一一〇〇〇人
竹田城主	赤松左兵衛広英	八〇〇人
八木城主	別所主水頭重棟	四〇〇人

以上豊岡・出石・竹田・八木の軍勢を合計すれば但馬衆の総勢は四〇〇〇人に達している。

このとき因幡衆は二月一日に進発しているが、参考までにかかげれば、その兵力は次のとおりであった。

鳥取城主 宮部善祥房継潤

四〇〇〇人

鬼ヶ城主 木下平太夫重堅

四〇〇人

浦富城主 垣屋隱岐守光成（旧氣多郡・觀音寺城主）

四〇〇人

鹿野城主 亀井新十郎真矩

兵力不詳

伯耆羽衣石城主 南條勘兵衛尉元統

兵力不詳

これらの山陰勢はいずれも、羽柴秀長の指揮下に属して出陣したのである。これらの一团は長期にわたる天下統一戦争を秀長の下でともに戦い、苦楽をともにした人びとであった。

さて、ここに先鋒の総大将として日向（宮崎県）・大隅（鹿児島県）方面へ進撃を命ぜられた羽柴秀長は四月、八万人の軍勢をもって日向・高城を包囲した。そして島津の援軍の進路遮断のため都於郡方面に防壁を設け、守兵を配備したが、このとき根白坂の砦にたてこもつたのが、宮部継潤・南條元統・亀井真矩・木下重堅・垣屋光成らの因幡衆四〇〇余人であり、その西方の高地に、当時は讚岐・丸亀城主となっていた尾藤甚右衛門尉の三〇〇〇余人も陣を取つた。薩摩軍の総大将・島津義久は、弟の猛将・義珍（後の義弘）とともに、高城危うしとの急報を得て、これを救援すべく精兵二万余を率いて根白坂に布陣する伯耆の南條小鴨元統の陣営を四月十七日の夜、大挙して急襲した。

根白坂では宮部継潤みずから木戸口に走り出て迎え討ち一番槍を合わせ、垣屋・南條・木下・亀井・福原らの諸将も力を合わせて防戦、両軍は激しく戦つた。明けて十八日の朝には、羽柴秀長は但馬勢らを従え三万の軍勢を率いて救援に到着したが、根白坂の砦は島津軍によつて雲霞の如く包囲され、鉄砲・矢叫びの音、とき

の声が入りまじり、天地もゆるがすばかり。これを眺めた秀長は、「さても善祥房は討ち干さると覚えたり。小丸川を渡して後詰せん」と馬を川へ打ち入れようとするのを、尾藤甚右衛門尉が馬からとびおり、秀長の馬の口に取りすがり、「今日の島津が勢いをみるに、関白様もおそらくは敵すべからず、必ず川をお越しあるな、云々」と諫めるうち、秀長の重臣・藤堂高虎がひとり川を渡つて搦手より根白坂の砦にかけ入り、繼潤と力を合わせて防戦、やがて黒田官兵衛孝高・小早川隆景らの軍勢もまた続々来援したので、秀長軍は大いに力を得、形勢逆転し、遂に島津勢は過半の討死・手負いを負う大損害を蒙つて惨敗し退却した。

世にこれを南條小鴨の陣の夜討ちといつて有名であるが、後に九州征伐の論功行賞にあたり、尾藤甚右衛門尉は秀吉の激しい勘気にふれ、臆病をきびしく責められて讃岐六万五〇〇〇石の領主から追放されてしまい、他方で藤堂高虎は一万石加増の恩賞にあずかっている。

このように但馬から九州に出陣した但馬衆の軍勢は、羽柴秀長の下知に従い、力を合わせて勇戦奮闘し、秀吉の天下統一戦争に華々しく貢献しているが、さきに述べたような但馬にゆかりの武将らの軍勢が顔振れをそろえて総がかりで登場した形となつたこの根白坂の戦いと、そこに繰りひろげられた人間模様は、ひろく後世に語り伝えられる題材となつたのである。

**小田原北條征伐** 九州を平定した秀吉は、ついで天正十八年（一五九〇）に全国から二一万人の大軍を動員しと但馬豊岡勢

て、小田原の北條征伐を行なつた。このときも但馬豊岡勢は五〇〇人の軍勢が狩り出された。  
参謀本部『日本戦史・小田原役』（大正三年刊）によれば、天正十七年（一五八九）十一月に秀吉は諸将に小田原出征の準備を下令しているが、その兵力の割当てについては、東海・東山・北陸の三道の領主は各自の

領地の総石高のうち若干（これは領主ごとにまちまちであるが、約三分の一ないし五分の一）を無役として除外し、その残りの石高に対して一万石につき約五〇〇人（即ち二〇石につき一人）の軍役を課した。これを基本とし本役という。これに対し、山陰・山陽・南海は半役、畿内は三分の一役、秀吉麾下の隊は四分の一役の割合いで軍役が課された。この割当てに従つて但馬は山陰道に属するので半役を課されることとなり、一万石につき約二五〇人（即ち四〇石につき一人）の割合いで軍勢が編成されたのである。なお一説によれば、畿内は半役、山陰・山陽・南海は一〇〇石に対し四人役（二五石につき一人）の割合いであつたともいう。

秀吉が鳥取城主・宮部綱潤に対し天正十七年（一五八九）十二月に与えた知行宛行状によると、領地として因幡・但馬二ヶ国の中で合計五万石余の知行を与え、そのなかで「一万石は無役、四万石は一〇〇〇人の軍役」<sup>（ぐもやく）</sup>と定めている。知行石高の中で無役という軍役免除の知行分が五分の一認められており、軍役は石高二〇石につき一人の割合で、これが本役一人の基準であり、知行高に応じてその人数を抱えねばならなかつたことがわかる。

このように準備を命ぜられた但馬勢は、それぞれ出石・豊岡・竹田・八木の領主に率いられる職業軍団を編成したのであるが、それぞれの城下において戦備をととのえ、翌天正十八年（一五九〇）の二月中旬に進発して京都に集合し、さらに美濃・尾張以東の小田原に至る沿道の諸城の守備を命ぜられて、その配置についた。以下、但馬に関係ある諸将の配備された部署と兵力をまとめて示せば次のとおりである。参考までに因幡・伯耆勢も示しておこう。

駿河国	府中城	前野長康（出石）	一二五〇人
興國寺城	明石則実（豊岡）		五〇〇人
沼津城	斎村広英（竹田） 別所重棟（八木）	七五〇人	
田中城	垣屋恒総（光成の子）	二〇〇人	
久能城	南條元継	七五〇人	
浜名城	龜井茲矩	二七〇人	
遠江国	宮部継潤	一〇〇〇人	
掛川城	木下重堅	四五〇人	

さきにみたように、九州・島津征伐の場合の動員兵力は出石二〇〇〇人、豊岡八〇〇人であったから、それと比較すれば但馬勢は小田原征伐の時の軍役割当率は九州征伐の八分の五に低くおさえられていたことがわかる。

さてこのとき前野長康の出石勢一二五〇人と明石則実の豊岡勢五〇〇人は、四月から七月にかけて共に<sup>にらやま</sup>韋山城の包囲攻撃軍に編入され、対壘を築き、長柵をめぐらし、韋山城の持久包囲作戦に参加している。

このようにして小田原攻めに動員された出石・豊岡・竹田・八木の但馬衆の兵力は、二五〇〇人に達した。これらの軍勢は冬季降雪期の但馬において、雪に埋もれながら營々として出陣の準備に従事し、春の雪どけの好季節が到来するや、待ちかねたように人馬をととのえて戦場に出陣して行つた。陽春の訪れは当時の但馬の



写144 但馬の軍勢も動員された朝鮮の役の拠点・名護屋城跡

(佐賀県・鎮西町役場・提供)

人びとにとっては平和の春の到来ではなく、戦争の季節の訪れにほかならなかつたのである。  
朝鮮の役と但馬豊岡勢 日、征明動員令を下した。この動員令は三月一日から朝鮮に渡海すべき出発四軍の部署、ならびに国内全般にわたり出動すべき一〇数軍の軍勢の兵数・将名・期日などを指定したのであるが、その他に水軍・親衛軍など番外の数軍があり、総勢合わせると二一軍、兵数合わせて二九万一八四〇人が征明動員の全兵力であったという。秀吉の軍事動員の規模は狂氣なまでに増大する一方であり、当時の国民の負担も甚だしく加重の一途を辿つたのである。

これらの諸国出動の軍勢の一翼として、十番方の軍勢の中に但馬衆が含まれていた。その領地出発の日と人数につき、十番方の軍勢の全部を次にかかげてみよう。

(二月二十一日出発、因幡衆)

宮部兵部少輔継潤(鳥取城主) 二〇〇〇人

木下備中守重堅(鬼ヶ城主) 八五〇人

垣屋隱岐守(浦富城主) 四〇〇人

(二月二十二日出発、伯耆衆)

南條伯耆守元統(伯耆羽衣石城主) 一五〇〇人

(二月二十三日出発、播磨衆)

立野侍従・木下助俊（龍野城主）	一五〇〇人
中川右衛門太夫秀政（三木城主）	三〇〇〇人
（二月二十四日出発、但馬衆）	
前野但馬守長康（出石城主）	一一〇〇〇人
明石左近則実（豊岡城主）	八〇〇人
斎村左兵衛広英（竹田城主）	八〇〇人
別所豊後守吉治（八木城主）	五〇〇人
（二月二十五日出発、丹後衆・若狭衆）	
丹後少将・細川忠興（宮津城主）	三五〇〇人
木下宮内少輔利輔（高浜城主）	五〇〇人
木下右衛門太夫	一一〇〇人
以上、十番方人数合計	一万七五五〇人
右の数字によると、出石・豊岡・竹田・八木を合わせた但馬衆の総勢は四一〇〇人に達しており、その動員の規模は九州・島津征伐の場合とほぼ同率であった。	
この文禄の役においては、但馬衆は後備軍として京都の守護の役割りを命ぜられ、閑白・秀次の指揮下に入った。その関係で、当時の豊岡城主・明石左近は文禄四年（一五九五）、秀次切腹の後、これに連座して誅せられることになるのである。	

明石左近のあとを継いで豊岡城主となるのは福原右馬助であり、引続き後備衆となり、船手奉行をつとめている。そして二年後に、杉原長房が代わって豊岡城主に封じられる。慶長の役における但馬衆の役割りはよくわからないところがあるが、領内こぞって引続いて過重の負担にあえいでいたことは疑う余地がない。そして当時の但馬の農民は、これらの相次ぐ動員令に耐え抜き、生き残ったのである。

秀吉は、慶長の役のなればで慶長三年（一五九八）に死ぬ。そして慶長五年（一六〇〇）九月の関ヶ原の役において、かつての豊岡城主のうち、宮部・福原の両将はいずれも西軍に属して亡ぶ。尾藤・明石の両将は関ヶ原の役に至るまでの間に、すでに秀吉の怒りにふれて誅せられている。永禄から元亀・天正・文禄・慶長・元和に至る約半世紀は、現代の目からみればほとんど想像を絶する連続したすさまじい戦国動乱の時代であった。この激動の時代は、慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣と元和元年（一六一五）の大坂夏の陣による豊臣氏滅亡により終止符を打ち、漸くそののち元和偃武（げんねんえんぶ）の平和の時代が到来するのである。しかし、この激動の戦国動乱の過程のなかで、着々と近世幕藩体制の形成が進行したのであった。

## 第二章 豊岡城下町の形成と幕藩体制の成立

### 第一節 豊岡城下町の建設

宮部善祥房 豊岡の城下町をはじめて開いたのは、天正八年（一五八〇）五月、但馬征伐に際して豊岡を占の治績 領し、その城主に封じられた宮部善祥房である。

城下にはまず治安の確保をはかるため、次のような秀吉公御制札が立てられた。

小田井中 禁制

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事

一、放火之事

一、非分之族申懸之事

右之條々堅可レ守レ之。若違犯之輩にレ有レ之、可レ処ニ嚴科ニ者也。

天正八年五月 日 秀吉 在判

この禁制によれば、占領軍の乱妨狼藉・放火・無法者の無理難題を厳禁し、これを犯す者は厳罰（はりつ

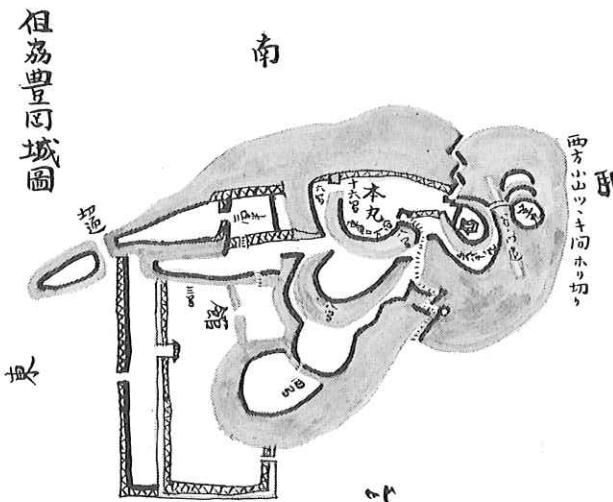


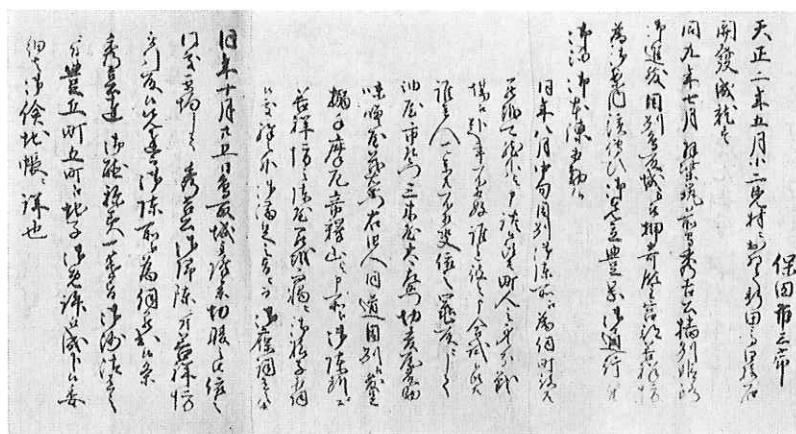
図58 『主図合契記』中の豊岡城（写し）

け）に処すべき」とを明示している。このときこの秀吉公御制札の対象は、「小田井中」（小田井の地域住民）に對して発せられたものであることを注意しておこう。

豊岡は重要軍事拠点に設置された番城として兵糧の集積所となり、その大量調達に商人が大きな役割りを担うことになった。豊岡は「天正・元和のころまでは千石船の集会せし湊」であったといわれる。しかし、天正以前には九日市城の城下に、九日市が開かれていたことが知られているけれども、それほどの大集落があったとは認められない。豊岡の城下町は、宮部善祥房により神武山（亀城）に番城が築かれるとともに、神武山の北麓から円山川沿いにかけてはじめて近世城下町としての町づくりが大々的に着手され、その基幹が形成されたというべきである。

善祥房が豊岡の五町に地子（年貢）免除の恩典を与えた話は有名であるが、その由来は次のようである。

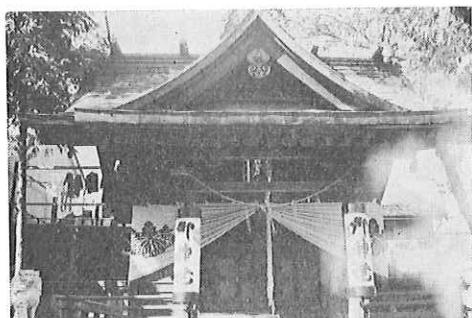
天正九年（一五八一）に、善祥房は因幡・鳥取の城攻めに参加した。この年の七月に秀吉が姫路を進発し鳥取へ押寄せた時、善祥房はその案内役となり、日本海岸伝



写145 五町地子免除のいわれを伝える文書（東京都・保田昌一氏蔵）

赦免地之事

いに先鋒をつとめた。すでに触れたように、その八月のこと、  
豊岡の町役どもが相談し、鳥取城の包囲の陣中にご機嫌伺いに  
行くべきかどうか、町人の身分で戦場へ出向くことは好ましく  
ないのではないか、もし行くとすればだれが行くか、などと評  
定の末、だれ一人自分が行くという者はなく、くじびきの結果、  
油屋市左衛門・三木屋太左衛門・切妻屋藤助・味噌屋茂右衛門  
の四人が代表にきまり、同道して鳥取へ赴き、摩尼帝釈山とい  
う所にあつた善祥房の陣屋へまかり出て、ひそかに様子を伺つ  
たところ、善祥房はことの外の満足で、ほうびの言葉を与えた。  
おそらく彼らは御用商人として軍用物資調達に貢献するところ  
も少なくなかつたのであろう。やがて鳥取落城の後、善祥房は  
一旦、豊岡へ帰国するが右の鳥取陣所へご機嫌伺いに出た一件  
を主君・秀吉の耳に入れたところ、ほうびを遣わせとの沙汰が  
あり、その結果、豊岡の五町に地子および諸役を免除する旨の  
許し状が発行されたのである。『豊岡細見抄』によれば、それ  
は次のように書かれてあつたという。



写146 御靈神社の社殿（中央町）

但馬豊岡城崎郡豊岡町、高八十三石、南ハ亀ヶ崎、北ハ北由羅限、  
右地質錢、諸役、令免許畢。  
永不可有相違者也。

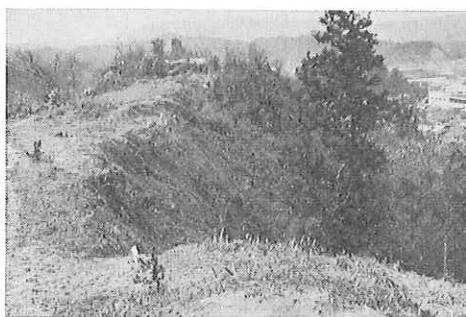
宮部善淨坊継潤  
(マツマ)

天正十年午九月  
日

花押

豊岡中

さきにみた天正八年の秀吉公御制札には「小田井中」という名称が使用されていたが、この天正十年（一五八二）の安堵状の中では「豊岡町」「豊岡中」という名称がはじめて使用されている。豊岡という名が見える文書で最も古いものは慶長十三年（一六〇八）のもので、この年、徳川家康が駿府の城を改築したので全国諸侯から祝いの品が贈られ、豊岡城主・杉原伯耆守も綿を五十把献上し、その時の奉書に「但馬豊岡城主」と記されているのがそれである（『目で見る豊岡の文化史』）とされているが、宮部善祥房によつて豊岡の名称が使用されはじめたことは間違いないといえよう。右の免許状に出てくる地質（地子）錢とは地租のことであり、諸役とはもろもろの労力賦課のことである。この区域は「南は亀ヶ崎、北は北由羅限」という言葉が使われているが、これは宵田町・中町・滋茂町・小尾崎



写147 神武山の豊岡城天守台（中央の小高い部分）昭和41年に整地されて、いまは見られない。

町・裏町（後の寺町）の五町の区域に相当し、円山川の川沿いで小田井神社の鳥居前の土地に商店街の誘致を計ったものということができるであろう。

善祥房は間もなく天正十年に鳥取城主となり豊岡を去ったが、豊岡の人びとはその後も決して善祥房の恩を忘れず、文禄四年（一五九五）四月（一説には天正十四年）に、豊岡城下の中町に御靈大明神という祠堂を建ててその靈を祀ったというが、現在の御靈神社がそれであって、毎年五月十日にその大祭が行なわれている。

この地質免許状の原本は元禄十五年（一七〇二）、豊岡城下に大火が起こった際に焼失したという。

豊岡城下の 豊岡の城郭は、天正八年の但馬征伐のとき秀吉が宮部善祥房をして、ここに拠らしめたのが始まりとされている。

山名氏の時代にも、城（木）崎城があり、垣屋氏の拠点として亀城があつたらしい（『豊岡誌』ほか）こともうかがえるが、いずれにしても近世的城郭の構想をもつて築城したのは、宮部以降のことと考えられ、それも数代にわたって構築が進められたものであろう。

そして、この城は杉原重長の死によつて豊岡藩が半知となつたときか、重玄の死によつて杉原家が断絶したときに廃絶し、寛文八年に京極高盛が入封したときには、山の下の陣屋が残されていたと見られる。

豊岡城の本丸は、現在いうところの神武山上におかれ、外郭は九日市から大磯—小尾崎—小田井へと蛇行する円山川を外堀と見立て、宵田口から山王山に至る水濠（現在の戸牧川）であり、そこには、和久田沼や弁天池、正法寺池があつて水濠の役割りを果たしていた）に囲まれた区域は武家屋敷や藩の行政施設がある一郭をなしており、町人の城下町がその外側に円山川沿いに南北に開かれていた。

豊岡の城下町の町並みや町名について、『豊岡細見抄』には次のとおり記されている。

「豊岡ハ地名也。江戸ヨリ百五十三里。今ノ城地ハ一郷ノ市場ナリシヲ、中頃開ル。旧地ハ今ノ新屋敷ト云所ナリ。

町條南ヨリ北ニ長ク、東ニ大川アリ。西ハ山ナリ。北ニ鶴山、南ニ龜山ト云城山アリ。

古老伝云。人皇五十六代清和天皇ノ御宇、安達信輝ト云者、此辺ニ主タリシ時、靈龜、生鶴ノ間ニ有テ繁花ノ地ナリトテ豊岡ト名ヅケシト云。

九日市、出石繩手ヨリノ入口ヲ京口町ト云。夫ヨリ新町、鍵町、甲崎町ト云アリ。此國ノ名産骨柳細工ヲ業トス。是城下ノ入口ナリ。

豊岡領主ノ城山ヲ上古ハ城ノ名ヲ龜城ト云シガ、山ノ端ヲ切テ矢矧ノ城ト名ヲ改ム。往還（街道）ハ下タ道ト云ヲ通ルナリ。

領主ノ追手門ノ前通ノ町ヲ本町條ト云。宵田町、中町、滋茂町トテ人家甚ダ美麗ナリ。萬国ノ船ノ輻輳スル地ニヘ諸商人問屋等多シ。

町屋ノ東ノ川ヲ簸ノ川ト云。朝来、養父、氣多、出石、四郡ノ水ノ落集大川ニテ、天正元和ノ頃迄ハ千石

船ノ集会セシ湊ニテ、上ニ大磯、下ニ簾磯、又町屋裏ニ大楫戸ト云地名アリ。

西ノ町條ヲ裏町、寺町、蔽町、久保町、堀町、柳町ト云。北ニ竹屋町、横町、土手町、鍛冶屋町、永井町、新屋敷、御舟町<sup>ぶな</sup>、野田町、小田井町、出町ト云。糸、綿、穀物、鮮魚ヲ売ル諸職人多、追掛舟等ヲ家業トス。豊饒ノ地ナリ』

この記録は非常に興味深い。町並みの中では城下の入口で豊岡の町の南側、出石街道に通ずる区域は、城下町ができ上がってのちに新しく柳ごうり細工の製造地帯として開拓されたことがうがえる。宵田町・中町・滋茂町には諸国交易の諸商人問屋が多く軒を並べ、人家が甚だ美麗であつて、中心街をなしていた。その西側と北側には、糸・綿・穀物・鮮魚を売る商店が多いといふ。町屋の裏の「大いと」というところは、円山川の川べりで、貿易船はその一角、川の下流よりのところを発着場として物資を積んだり揚げたりしたのである。その周辺に商店街がつらなつており、北の正面に小田井神社があつた。

官部善祥房が地質錢を免除した五町は、この『豊岡細見抄』にでてくる甲崎町（小尾崎町）・宵田町・中町・滋茂町・裏町（寺町）に相当するが、この区域の商人問屋が優遇され、名主は特權を与えられて勢力を有し、城下町の中核として育成されたことが知られる。

承応三年（一六五四）の記録によれば、宵田町（五三軒）・中町（六二軒）・下町（八一軒）・裏町（六五軒）・小尾崎町（五一軒）合計三一二軒の家があり、賑やかな町並みが続いていたといふ。

## 第一節 杉原氏の時代



写148 杉原伯耆守の住職安堵状  
(市指定文化財・江戸初期)(光行寺蔵)

杉原氏は平貞盛の子孫で、尾張国に住んでいた。七郎左衛門家次に至り、秀吉の叔母を妻とし、杉原氏の出自板を腰につけて行商をする蓮尺商人(れんじやくもきな)をしていたが、秀吉に従い播州三木・因幡鳥取・備中冠山・近江の賤ヶ岳などの戦いに戰功があつた。京都所司代となり大坂城普請にも功績をたてたが、その恩賞に茶碗と太刀を拝領したのを不足として石に投げつけて碎いたといふ。このため秀吉の怒りにふれ天正十二年

(一五八四)九月九日に福知山城内で自害した。年五四歳。このころ坂本

で三万石、福知山で五万石の城主であったといふ。家次の自害のあと、

杉原氏は一時断絶し、家臣は四散、流浪した(『寛政重修諸家譜』、『杉原家相続の覚』百合地・齊藤安信氏蔵)。

家次には七曲と朝日という妹が二人いたが、朝日は杉原助左衛門定利の妻となり、後の秀吉の正室・北政所(おね・俗にねね)を生んだ。七曲は、浅野又右衛門長勝の妻となつたが、妹にあたる朝日の生んだおねを養女として秀吉にめあわせた。このように、杉原氏は秀吉と非常に深い姻戚関係で結ばれていた。

家次の弟に義正があつた。義正の嫡子・長氏(正次ともいわれる)は



写149 杉原伯耆守長房の領地のあった常陸国の中  
小栗郷  
手前に小栗小学校。左上端に小栗城のあった小山が  
見える(茨城県真壁郡・協和町役場・提供)

七、八歳のころには父の自害で福知山をはなれ、叔母方の浅野家で養われた。不遇な幼年時代を養育したのが、家次時代の家老であった青山彦左衛門であった。彦左衛門の忠節が報いられ、北政所のとりなしで天正十四年（一五八六）に秀吉に仕え、十三歳にして兵庫・西台尻池で一〇〇〇石を拝領した。

やがて浅野長政の娘を妻とした（長政は長勝の子で、北政所の義弟にあたる）。天正十七年（一五八九）には、従五位下・伯耆守に叙せられ、豊後国杵築の城主となり、杵築では二万石の領地を拝領したほか、秀吉の代官として四万石の領域を預かった。文禄元年の朝鮮出兵には、肥前の名護屋城に詰めていた。

慶長元年（一五九六）には徳川家康の麾下に入り、同五年の関ヶ原の合戦では戦功をたて、翌六年に氣多郡のうちで一〇〇〇〇石の采地をたまわった。これが氣多郡・杉原氏の本流である。長房は家次の嫡子として、天正二年（一五七四）に近江国小谷で生まれる（『寛政重修諸家譜』ほか）とある。小谷城は、その前年まで浅井久政・長政の居城であり、八月に秀吉に攻めおとされたばかりのところである。そうすると、家次は秀吉に従つて小谷城を攻め、攻略後はこの城を預かっていたということだろうか。このころ、秀吉は近江国長浜を居城としていた。小谷城とは一〇〇〇石のところである。長房は童名をお万、幼名を弥平次、七郎左衛門ともいった。

慶長二年（一五九七）には但馬国・豊岡城主となつた。国替えとなつたのは、福原右馬助をして朝鮮に出陣させるのに、但馬の豊岡からは不便だからという秀吉の配慮から、福原を豊後国府内（臼杵市内）の城主に移したためという。

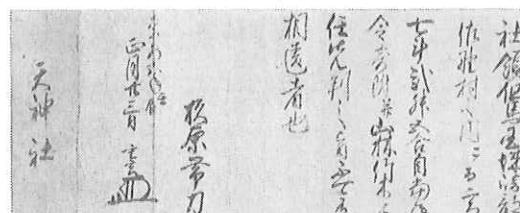
長房が豊岡城主として拝領した土地は、但馬国城崎郡全郡の二万石であり、播磨・三木（一万七〇〇〇石）の城代も兼ねた（『寛政重修諸家譜』）。『杉原氏相続之覚』は摂津・尻池の一〇〇〇石を加えて計二万一〇〇〇石とし、『但馬國中御知高帳控』（寛永十六年）は氣多郡・美含郡で各一〇〇〇石を加えて計二万二〇〇〇石、『校補但馬考』は別に近江の三〇〇〇石を加えて計二万五〇〇〇石としている。

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の役の際は、石田三成の催促に応じて西軍にくみし、播磨・但馬・丹波の同勢とともに丹後の田辺（舞鶴市）に細川藤孝を攻めたが、東軍が勝ったため危うく城地を没収されそうになり、浅野長政のとりなしで本領を安堵された。それのみか慶長十六年には、しゅうとの浅野長政の遺言によつて、その遺領のうちの常陸国小栗庄五〇〇〇石を拝領し、旧領を合わせて二万五〇〇〇石（『豊岡誌』によれば三万石となる）を領することになった。小栗庄は、現在の茨城県真壁郡協和町のうち小栗地区である。慶長十九年と元和元年の大坂の役には、家康に味方して戦功があつた。大坂夏の陣に出陣した杉原伯耆守の率いる豊岡勢は、総人數六五〇人、その内には騎馬武者三一騎・鉄砲七五挺・弓一〇張・長柄五〇本・のぼり一〇本などを含み、敵の首級十九を獲得したという（『杉原家相続之覚』）。



写150 杉原伯耆守  
供養塔(戸牧神社)

敵の首級十九を獲得したという（『杉原家相続之覚』）。



写151 慶安5年の天神社(雷神社)社領安堵状

藤安信氏(藏)。

長房は豊岡城主としての治世中、佐野村の枝村であつた戸牧(一説には妙楽寺・小尾崎両村の枝村という)を一村に取りたてており、戸牧村民はこれを徳とし、その死後の寛永六年(一六二二九)に戸牧神社境内に華岳院殿心達道無大居士の供養塔を建設した。また長房は慶長十九年(一六一四)に、三江地区の六地蔵村の西方に

豊岡盆地の水害防止のため、新たに川をつくったが、これが堀川の始まりである。

長房は寛永六年(一六一九)二月四日に死んだ。五六歳。東京・三田の林泉寺に

葬られている。号は心達道無花岳院といふ。

杉原重長と 杉原長房の遺領を継いだのは、その子・重長(一書に長重)である。

長房は秀吉から任命された豊臣大名であったが、重長はもはや豊臣大名ではなく、徳川家からはもつとも縁遠い「外様大名」である。

重長は元和二年(一六一六)の生まれで、父の死んだ寛永六年(一六一九)には十四歳にすぎなかつたが、時代は元和九年(一六二三)以来、三代将軍・家光の治世に入つていた。

寛永十七年(一六四〇)、従五位下・伯耆守に叙せられている。重長の在世中に、寺請制や宗門人別帳の作成など、近世幕藩体制の基礎が固められているが、正保元年(一六四四)十月二十九日に二九歳で死んだ。

重長の死後、男子がなく女子が一人あつたので、これに長房の娘が竹中越中守重常に嫁して生んだ三男・重玄<sup>は</sup>を養子に迎えようと願い出たが、末期の養子は禁じられていたため一旦、所領没収となつた。しかし父祖の

功勞により翌正保二年（一六四五）に旧領の但馬国のうちににおいて一万石を賜わり、その余は没収となり大坂代官・五味備前守の支配に預けられた（『豊岡誌』では、一万五〇〇〇石を賜わるといい、城崎郡の川西で一万石、美含・氣多両郡で各一〇〇〇石、近江で三〇〇〇石としている）。重長の娘にめあわせられて養子となつた重玄は、この時に九歳であった。重元とともに重充ともいう。

重玄が賜わった一万石の領域は、城崎郡のうちの円山川以西の村々、すなわち現在の豊岡市および城崎郡のうちの佐野以北、津居山までの川西区域である（ただし、宮島は当時は川東であり、六地蔵は川西であった）。『正保三年・城崎郡川西一万石山堺写』という当時の帳簿が残されている（『三宅家文書』）。これによると村々の山堺を定めた上、山年貢として総額三八石二斗八升六合を納入させる旨記載している。少額にせよ田畠屋敷以外からも税源を求めるようとしたことがうかがえる。また慶安三年三月には、宮井村の検地を行ない、村高六九三石三斗三升九合と定めている。寛永十六年と宝暦七年の村高帳ではいずれも六八〇石五斗七升である。この検地帳には「百姓ども訴訟申スニ付、此如くに候」と検地役人の署名を入れてあるが、検地を歓迎するはずもない百姓どもに対して、当時としては大仕事といえる検地を行なわせたものは、何だつただろう。結果としてもたらされたものは、年貢の增收であったのではなかろうか。一万石という小藩となつた藩財政運営の苦心がしのばれるのである。

一方では、慶安五年（一六五二）になると、佐野村の天神社や光妙寺・養源寺をはじめ、九日市の西光寺や湯島の温泉寺など、少なくとも九ヶ寺に対し、寺社領の安堵を令達している。重玄が、この時期になつて、安堵を令達した理由は何であつたのだろうか。

表31 杉原氏時代の豊岡藩内寺社領免許地（旧・城崎郡川西地域）

寺 社 名	寺 社 領	摘要		要
		寺 社 名	寺 社 領	
立正寺	高・三石	高・二石八斗七升余（一反八畝七歩）	記録に写し	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
光明寺	高・三石三升五合（八反六畝二七歩）	高・五石二斗六升二合（四反四畝一四歩）	記録に写し・『豊岡細見抄』による。『豊岡細見抄』は『来迎寺由緒書』	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
養源寺	高・五石二斗六升二合（四反四畝一四歩）	高・五石六升六合七勺（三反八畝三歩）	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
来迎寺	高・五石六升六合七勺（三反八畝三歩）	高・五石六升六合七勺（三反八畝三歩）	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
妙楽寺	高・一石五斗四升	高・一石五斗四升	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
島温泉寺	？	？	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
湯本証寺	？	？	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
小田井社社主	四石三斗八升（七反三畝）	元和二年三月に免許（『豊岡細見抄』）	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
小田井大明神	（一町二反）	他に山林竹木。 慶安五年一月二十三日・杉原帶刀重玄から信部太良左衛門あて	『来迎寺由緒書』による。	慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
天神社（雷神社）	七斗二升五合			慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
（豊岡五町）	高・八六石二斗五升五合（除地・四町六反八畝二歩）			慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社
宵田・中・下・寺・小尾崎				慶安五年五月二十日・杉原帶刀重玄が免許（女代神社



写152 来迎寺(中央町)の前庭にある杉原長房・長重の墓



写153 杉原氏一族の墓地  
(東京都港区三田・林泉寺)

一族や家臣の期待も空しく重玄は承応二年（一六五三）、十七歳の若さで死亡し、嗣子がなく遂に杉原家は断絶した。

杉原家の墓は東京の三田の林泉寺にあるが、豊岡市寺町の来迎寺には杉原三代の供養塔と位牌が残されている。

豊岡領主としての杉原氏三代の治世は、五六六年間であった。その中で慶長八年（一六〇三）の江戸幕府開設以後の年数がちょうど五〇年間に及ぶ。徳川幕藩体制の確立期の半世紀が杉原三代の治世の時期に当たつたのであつた。

杉原氏の家臣 豊岡城主時代の杉原氏の家臣の数・機構・役職名などは、現在ではほとんど知ることができないが『杉原家相続之覚』など、わずかに残された資料をもとに摘録する。

杉原氏の家臣中、筆頭家老は青山彦左衛門であつた。

青山氏は家次の福知山在城時代は一五〇〇石の知行を受けていたが、長房の豊岡城主時代には五五〇石を賜わり、城内のうち傘ノ丸を預かっていた。彦左衛門の死後は、嫡子・六左衛門に三五〇石、弟の青山権兵衛に二〇〇石の知行をうけている。

大坂の陣では、長房は酒井雅楽頭（姫路城主）の組に属して働いて



写154 『杉原家相続之覚』とその記事の一部  
(百合地・齊藤安信氏蔵)

いるが、元和元年の大坂夏の陣に出動した総人数は六五〇人、そのうち騎馬三二騎であった。おそらく、これが最高の動員力であり、通常の武士数はこの三分の一以下の勢力であったであろう。

夏の陣に出動した士卒のうち、鉄砲預かりとある重臣級と思われる者にはこの三分の一以下の勢力であったであろう。

次の名が見える。

横山九郎兵衛（一〇挺）・和田半兵衛（一〇挺）・田中久助（一〇挺）・滝甚兵衛（一〇挺）・小嶋八太夫（五挺・ただし持筒）・田中外記（一〇挺）・高橋弥次郎・稻垣長左衛門（各弓一〇張）・横山五左衛門（のぼり一〇本）

この夏の陣では、すでに述べたように十九の首をあげているが、それらの手柄のあつた者として前記の和田・田中・滝・高橋・稻垣のほか、中村権左衛門・鳴田四郎右衛門・青山六左衛門・杉原頼母助・小堀惣右衛門・入江治郎左衛門・山田善右衛門・後藤源右衛門・村田三太夫・小堀十左衛門・青山太兵衛・中村儀太夫の名が見られる。

立正寺の過去帳にも、前記の山田・青山権兵衛・田中のほかに、吉村・中村新兵衛・渡辺仁左衛門・明石甚兵衛・村上平八郎などの本人や妻の名と戒名が見られる。

また、長房時代の家臣として、三原・畠上地区の山堺協定を寛永十五年五月に認証したという文書に、山奉行・明石勘之丞の名が、また重玄時代の慶安三年三月『宮井村田畠改帳』の末尾にも、青山六左衛門・田中六右衛門・高橋角右衛門・中村喜兵衛・青山助之進の署名が見られるが役職名は書かれていない。

なお、杉原氏の家臣に秋山与右衛門なる者がいたが杉原氏断絶の際、岩熊村に帰農した。その妹の和香が江戸に武家奉公に出で、所用の元結（髪を束ねるのに用いる紙のひも）をつくることを覚えて帰郷し、その技を家に伝え以後、元結屋と称して家業としたという（『五荘村史』）。お家断絶は、家臣まで失職するのであり、他藩に仕官できる者は幸せな方で、通常はこのように帰農するか、浪人するしかなかった。

### 第三節 近世村落の成立と所領沿革

**豊岡藩の知行** 江戸時代という近世封建社会の基本をなしたのは、士農工商という世襲的な身分秩序であった。**石高の変動** 支配階級である武士は、近世の幕藩体制が確立した豊岡地方においては、城郭のあつた神武山麓一帯に豊岡藩の藩主および家臣団が居を占めた。そして、その外側の円山川に沿つた城下町一帯には商工の町人階級が定住し、商人・職人・寺院・旅宿などの町並みが形成された。

さらに外側には、近郷近在の平野部から遠隔の山間僻地に至るまで、純粹の農村地帯がひろがり、それらの村々はそれぞれ上には村役人層をいただき、下は検地帳に登録された本百姓と下層の水呑百姓より成る農民階級らがしつかりと土地に縛りつけられた近世村落秩序を形成した。

現在の豊岡市域は江戸時代における行政区画から見ると、城下町を中心とした豊岡藩領のほかに、出石藩領、旗本・倉見小出領があり、京都代官所や大坂代官所支配のときもあり、享保十一年に豊岡藩が半知となつた以降でも、久美浜代官や、時に生野代官の支配地もあるなど、複雑に入りこんでいる。

豊岡藩領の石高を調べてみると、江戸時代を通じて相当な変動が見られる。

宮部氏入部のころから数代の間は、石高三万石ほどであつたと見られるが、正確なことは判明していない。杉原長房が入封したときの石高が二万石とされており、杉原三代目の重玄が拝領した領地は一万石である。寛文八年（一六六八）には京極伊勢守高盛が丹後の田辺（現在の舞鶴市）から豊岡に入封するが、このときの知行高は三万五〇〇〇石で、うち二〇〇〇石は糸井・京極家へ分知された。享保十一年（一七二六）には京極土肥之助高寛が夭折して断絶し、同年末に京極甲斐守高永が新知襲封するが、そのとき一万八〇〇〇石を削減されて以後、幕末までの知行高は一万五〇〇〇石であった。

**豊岡市域の村々** 現在の豊岡市域は城崎郡を中心にして、出石郡と旧・氣多郡の三郡にまたがっている。これが々の所領沿革 江戸時代を通じて幕藩体制に組みこまれたわけであるが、知行関係は複雑に錯綜し、藩主の世嗣の断絶による除封や減封などの改易によって所領関係がたびたび変動した。

豊岡市域の村々（旧・豊岡町を含む）の所領関係の沿革を調べて見ると、およそ八つのグループに分類することができる。

#### 一、もと豊岡領であつた村々（五グループ）

(1) 杉原氏・京極氏の両時代を通して幕末まで豊岡領であつた村と町

豊岡町の全部・六地蔵・九日市三村・妙楽寺・小尾崎（現・三坂）・大磯・上陰・高屋・福田・下陰の半分  
（現・中陰）・正法寺・一日市

(2) 杉原氏が半知となつたときには一時、天領となつたが京極氏の入封以降、幕末まで豊岡領であつた村々



写155 倉見地区の小出陣屋跡

- (3) いわゆる仙石騒動で天保七年に天領となつた村々  
引野・土渕・加陽・八社宮・伏・清冷寺・中ノ郷・上佐野
- (2) 倉見・長谷
- (1) 小出氏時代から幕末まで出石領であつた村々  
上鉢山・下鉢山・香住・立石・森尾・三宅・市場・奥野

- (4) 杉原氏の半知のときに天領となり、京極氏の半知のときにも天領となつた村々  
駄坂・木内の大部・大篠岡・山本・森・金剛寺・下鶴井・赤石・鎌田・南谷・祥雲寺・法花寺・馬路・下宮・三原・畠上・氣比・田結
- (5) 文化三年に天領と豊岡領との間で交換された村々  
① (天領から豊岡領へ) 戸牧  
② (豊岡領から天領へ) 木内の一・佐野・下陰の半分(現・下陰)  
二、もと出石領であつた村 (三グループ)
  - (1) 小出氏時代から幕末まで出石領であつた村々  
上鉢山・下鉢山・香住・立石・森尾・三宅・市場・奥野
  - (2) 旗本・小出家に分封された村々  
倉見・長谷
  - (3) いわゆる仙石騒動で天保七年に天領となつた村々  
引野・土渕・加陽・八社宮・伏・清冷寺・中ノ郷・上佐野

旗本・倉見 ここで、旗本・倉見小出家の歴史について触れておくことにしよう。

**小出家** 出石城主・小出氏の第四代・大和守吉英は、五万石を領していたが、寛文六年（一六六六）に八〇歳で死んで、第五代・修理亮吉重が家督を相続した際、四万五〇〇〇石の遺領を継ぎ、残る五〇〇〇石は三人の弟に分封された。小出宮内英本に出石郡一〇〇〇石（倉見・小出家の祖）、小出主殿英信に養父郡二〇〇〇石（大蔵・小出家の祖）、小出縫助殿英勝に氣多郡一〇〇〇石（山本・小出家の祖）が与えられ、旗本の分家が三軒できたのである。

倉見・小出家の祖とよばれた宮内英本は吉英の四男であつたが、知行地として倉見・長谷（現・豊岡市神美地区）・三原（現・但東町合橋地区）・東里・日向・西野々・高竜寺・畠山・赤花の一部（現・但東町資母地区）の九ヶ村が所領にあてがわれ、この所領は幕末まで引続き維持されている。

旗本・倉見小出家の歴代一覧は次のとおりである。

小出宮内英本（初代）寄合いに列す。貞享四年（一六八七）致仕。元禄三年（一六九〇）死。年七一。法名・加久。東京・麻布の天真寺に葬る。

小出宮内英道（二代）貞享四年（一六八七）家督を継ぐ。元禄二年（一六八九）死。年二一〇。法名・宗頓。

小出主膳英雄（三代）元禄二年（一六八九）家督を継ぐ。宝永六年（一七〇九）死。年三四。法名・宗空。

小出主膳英伴（四代）宝永六年（一七〇九）家督を継ぐ。享保十三年（一七二八）死。年三一〇。法名・紹真。

小出宮内英貴（五代）享保十三年（一七二八）家督を継ぐ。時に十三歳。享保二十年（一七三五）死。年二一〇。

法名・義圓。

小出織部英好（六代）享保二十年（一七三五）家督を継ぐ。寄合に列し、御小姓組番士となる。安永元年（一七七二）死。年五四。法名・宗玉。

小出織部英明（七代）安永元年（一七七二）家督を継ぐ。寛政元年（一七八九）致仕。時に四五歳。

小出主膳輝英（八代）寛政元年（一七八九）家督。文政元年（一八一八）死。使番。

小出宮内英徳（九代）文政元年（一八一八）家督。文政十年（一八二七）死。使番。

小出豊前守英美（十代）文政十年（一八二七）家督。嘉永元年（一八四八）死。目付、山田奉行。

小出豊次郎英郁（十一代）嘉永元年（一八四八）家督。

小出織部秀榮（十二代）安政四年（一八五七）養子家督。小姓組番士・使番。

小出邦三郎秀発（十三代）明治二年（一八六九）養子家督。（慶応四年一月、京都を守衛）。明治二年九月、家禄奉還。

倉見・小出領の財政収支については、寛延四年（一七五一）の資料によると、

総石高 一二二七九石五七六（田畠新発とも）

貢租収入 一〇五一石九八九五（米・大豆合計）

支出内訳

家中渡し米 八二二石七四八

村方渡し米 七二一石一四八五

売払い米 七八一石

（代銀 三四貫八一九匁）

売払い大豆

五七石四九五七

(代銀  
一貫四六六匁三三)

売払い代銀合計 三七貫二八五匁三一

となつており、右の売払い代銀は、当時の家中財政の借銀元利合計四六貫六三六匁四分の返済用に充当されたり、家中渡し米の中の三〇石は換銀されている。

家中の財政は非常に苦しく、御蔵米の売却換銀の部分が非常に増大していることが注目され、米屋とか有力な村役人層とか貨幣資本を蓄積している在郷商人などに対する依存度が、旗本武士階級においても高くなつてゐた。倉見領においては独自の倉見札を発行しているが、領主財政窮乏を救うために在郷商人らより御用銀を調達することも再々であり、遂に返済不能になつて棚上げにしてしまつた例も幕末にはみられるのである（倉見『齊藤肇氏所蔵文書』ほか）。

近世村落の成立と村切り 中世末まで何々郷とか何々庄とかよばれていた行政呼称は、近世に入ると使われなくなり、代

わつてさらに細分化された区域単位として村の名称が用いられるようになつた。現在の豊岡市 の区域には、以前にどのような郷・庄があり、中世末からどのような村が成立したかを調べてみると、およそ次表のとおりであるが、はつきりしない面が残されている。

例えば、古代には城崎郡のうちにも、郷域を形成するに到らない五〇戸未満の「余戸」があつたが、それが現在のどの区域であるのかわからない。中世まで存在していて、江戸時代には解消したと思われる庄または村に、野田庄があるが、なぜなくなったのか、わからない。

第二章 豊岡城下町の形成と幕藩体制の成立

表32 市内・旧郷庄別近世村落表（周辺地区を含む）

旧郡	旧郷	旧庄	現地区	近世村落名
城崎	新田	新田	新田	江本・今森・塩津・立野・中谷・河谷・百合地・駄坂・木内・大篠岡
	城崎	城崎	豊岡	豊岡町・野田・新屋敷・永井
			八条	九日市・妙楽寺・小尾崎（三坂）・大磯・佐野
			五莊	下陰・上陰・高屋・戸牧、（中陰・正法寺は後に下陰・戸牧から分離）
			田鶴野	一日市
			三江	六地蔵
	三江	上三江（鎌田）	三江	庄境・鎌田・南谷・祥雲寺・法花寺・馬路・下宮・梶原・日撫
		下三江（田結）	田鶴野	金剛寺・森・山本・宮島・野上・船町
	奈佐	樋爪	奈佐	岩井・宮井・庄・吉井・野垣・福成寺・大谷・内町・辻・目坂・船谷
			五莊	柄江
	田結？	大浜	五莊	森津・滝・新堂・岩熊・江野・伊賀谷
	田結	下鶴井	田鶴野	下鶴井・赤石
			港（城崎町）	三原・畠上 (結・戸島・楽々浦・飯谷)
	氣比	(灘)	(城崎町)	(上山・簸磯・来日・今津)
		氣比	港	田結・小島・瀬戸・津居山・氣比・(湯島・桃島)
	奈佐？	福田	五莊	福田
出石	安美	大内	神美	上鉢山・下鉢山・香住・立石・森尾・三宅・市場・奥野・倉見・長谷 (安良)
氣多	賀陽	上賀陽	中筋	引野・土渕・加陽・八社宮・伏・清冷寺
	日置		中筋 (日高町)	中ノ郷 (上ノ郷・伊福・多田屋・日置)
	狭沼		八条	上佐野

#### 第四節 檢地と村別石高の変遷

近世の村の中世の土地所有関係は、領主・名主・作人などの関係が複雑にからみ合い、年貢（租税）額も支成立と検地配者によつて相違があつた。豊臣秀吉が天下を統一して、まず着手した一つは検地であつた。

秀吉は、従来の郷や庄園単位の村落に区切りを設けて、納税単位としての「村」を設けた。これは「村切り」といわれているが、この「村」を単位として検地を行なつた。秀吉時代の検地を太閤検地と呼んでいるが、当時の検地帳の一部や写本が但馬地方でも、但東町赤花や浜坂町久斗（高末村）に残されている。

豊岡市内でも天正十九年（一五九一）の伊賀谷村検地帳の写本が、最近になつて見つかつた。

天正十九年といえば、豊岡藩は明石則実が領主の時代である。残念ながら、末尾に書かれているはずの田畠の面積や石高の集計、あるいは検地奉行らの名前の部分が失われているが、これによつて太閤検地の方法や伊賀谷村の内容をうかがうことができる。

「天正拾九年八月吉日 御検地帳面 伊賀谷村」と表記されたこの帳面のはじめの部分を適宜抜き書きする。

三反弔拾歩 参石六斗八升 四郎右衛門

七畝 八斗四升 与四郎

弔段 武石弔斗 五郎衛門

ひへ田	五畝	同	四畝廿歩	五斗一升四合	五斗五升	太郎四郎
半						
				五斗五升		
					太郎ゑもん	

写156 天正19年『伊賀谷村検地帳(写し)』表紙と記事  
(伊賀谷・武田三郎氏蔵)  
の一部

太郎四郎

これによつて、一筆ごとに米の見込み収量と耕作者名が分かる。

ただ、赤花村や高末村の検地帳にも書かれ、江戸時代の検地帳のすべてに書かれている上田・下田などの田畠の格付けはなされていない。字名が付されているところや、付されていないところがあり、反が段とも書かれ、五畝を「半」とも書かれているあたりや、太郎

四郎の名前などは、いかにも中世的である。

検地帳に記載された農民は本百姓と呼ばれたが、検地によつて村ごと・耕地ごとに石高が定められると同時に、一地一作人の原則のもとに一筆の耕地ごとに、その土地を所持し耕作する一人の百姓が固定された。

かくして近世の農民は、封建的身分制度に組みこまれ、世襲的に土地にしばりつけられ、年貢負担者としての役割りを負わされるこ

となるのである。

太閤検地では、六尺三寸＝一間の尺が用いられたといわれている。また從来、一反＝三六〇歩とされていたのを一反＝三〇〇歩と改めている。

天正十九年の検地帳写本による伊賀谷村の田畠の総面積は、十一町二反一畝三歩、総石高九六石四斗八升六合で、耕作者名として三〇人の名があげられているが、このうち、「主なし」と書かれた石高の合計反別七反五畝余がある。田畠最高所持者は四郎右衛門で七反六畝二歩、高は八石四斗五升六合である。

江戸時代となつても、伊賀谷村の石高は、屋敷高を含めて寛永十六年（一六三九）の横山本で九五石三斗、宝暦七年（一七五七）でも九五石三升であり、この太閤検地が基礎となつていていることを裏付けている。

この太閤検地によつて確定した村高は、領主や家臣に宛行<sup>あてが</sup>われる石高の基礎ともなつた。また、軍夫役の動員計画などの基準ともなつた。

文禄元年（一五九二）の『秀吉公御検地目録』によると、但馬全体の総石高は十一万四二三五石に達している。寛永十六年（一六三九）の『但馬国御知高帳控』によると、但馬の総石高は十四万四〇〇石である。平安時代（十世紀）における但馬八郡五九郷の耕地の総反別は『和名抄』によれば七七五五町歩であり、一反＝一石で換算し、比較して見れば、平安時代から江戸初頭に至る六〇〇年間で、但馬の耕地は約二倍に増加していると推定することができる。

太閤検地の後、江戸時代の早い時期に、出石藩・豊岡藩とも一斉に村々の検地を行なつてゐる。

出石藩は小出吉英が岸和田城主より再び出石城主に帰された時期の寛永十四年（『宮内村検地帳』）から、正

保二年までの間（立石村＝寛永十八年。鉢山村・香庄村・安良村など＝正保二年）に検地を行なつてゐる。

また、豊岡藩は領主が京極高盛のとき、すなわち京極氏が田辺より移封するや、直ちにといつてもよい寛文十年（中谷村・河谷村・百合地村・大磯村など）から検地をはじめて、翌十一年は妙楽寺村、十二年には六地蔵村、十三年には鎌田村、延宝一年には森村・下鶴井村など、延宝三年は桃島村（城崎町）、同五年には結村（城崎町）から田結村までの円山川東地域、延宝八年には奈佐谷地域を行なつて、一〇ヶ年間の大事業を完了してゐる。これらの検地に用いられた間竿は六尺五寸であり、宝暦六年の『下鶴井村指出明細帳』や、宝暦十年の『森村指出明細帳』は現在もこの「竿」を用いていると記している。

特殊な例として、慶安三年（一六五〇）に宮井村で行なわれた検地がある。この検地帳の末尾に「右ハ百姓中訴訟申スニ付、此ノ如ニ候」と記されていて、臨時の検地であることがわかるが、境界が不明確であったのか、以前の検地帳に間違いがあったのか、訴訟の原因はよくわからない。

豊岡藩の二方郡については、京極氏以前の領主・宮城氏が寛永四年ごろに行なつた検地帳が踏襲されたものと考えられる。

以上の検地を古検地といい、これに対して享保十一年以降の検地は新検地といわれている。

豊岡藩や久美浜代官支配地では新検地は、新田を開発した土地や、文化三年に下陰村を天領・私領に二分したとき、あるいは別項の伊賀谷村山論のような事件のあとには村限りの検地が行なわれてゐる。

太閤検地による「村切り」のあとになつて、元村から分離独立した村々が村高帳などでうかがえる。上鉢山・下鉢山は寛永十六年当時は鉢山村で、宝暦七年には二ヶ村となり、天保五年ではまた一ヶ村となつ

表33 豊岡市及び城崎町内、村高一覧表

村名	寛永16年3月 但馬国御知高帳	同 横 山 左 本	宝暦7年11月 但馬国高一紙	天保5年 天保郷帳
----	--------------------	-----------	-------------------	--------------

出石郡

倉見	石 465.802		石 450.103	石 450.103
長谷	605.110		568.270	574.423
香住	霞 503.237		香住 494.440	498.433
立石	292.904		288.450	294.574
森尾	302.437		337.363	340.061
三宅	503.124		643.766	648.680
穴見市場	148.337		市場 193.395	212.076
奥野	435.803		464.938	473.876
上鉢山	} 738.916		544.860	} 743.346
下鉢山			196.974	
小計	3,995.670		4,182.559	4,235.572

氣多郡

清冷寺	831.254		802.968	1,205.463
八社宮			398.023	
伏	313.768		398.285	402.324
加陽	加屋 654.235		加陽 734.587	767.980
上佐野	350.072		323.281	443.078
引野	458.641		452.513	485.353
土渕	360.668		398.662	527.507
中ノ郷	474.352		471.471	489.329
小計	3,442.990		3,979.790	4,321.034

城崎郡川東

駄坂	557.997	518.000	550.000	550.000
木内	木梨 525.144	木内 518.000	518.000	518.049
大篠岡	409.952	篠岡 401.649	401.649	401.950

第二章 豊岡城下町の形成と幕藩体制の成立

中 谷	349,288	中谷 340,000	340,000	340,000
河 谷	川谷 505,301	河谷 495,250	495,250	496,340
百 合 地	706,057	687,812	687,812	688,435
今 森	新田 780,604	400,365	400,365	古クハ新田今森 村 400,810
江 本		311,064	311,064	今森村枝郷 323,320
塩 津		55,640	55,640	今森村枝郷 55,820
庄 境	528,709	511,155	511,155	512,457
鎌 田	112,541	107,661	107,661	109,366
南 谷	219,266	216,817	216,817	222,462
祥 雲 寺	280,971	275,470	275,470	286,795
法 花 寺	305,880	297,809	297,809	301,372
馬 路	67,224	66,240	66,240	72,731
下 宮	440,197	423,547	423,547	435,429
梶 原	276,334	256,535	256,535	257,405
立 野	665,282	655,731	655,731	655,357
日 撫	143,598	132,900	132,900	134,181
船 町	108,293	91,772	170,033	173,511
山 本	194,931	189,100	189,100	191,678
金 刚 寺	130,119	99,730	99,730	107,004
剛 森	188,947	196,705	196,705	197,119
宮 島	88,915	78,192	225,458	226,938
野 上	500,531	483,611	584,286	616,481
下 鶴 井	570,634	555,584	555,584	577,138
赤 石	225,495	293,018	290,318	268,962
( ) 結	71,206	62,030	62,030	66,979
( 戸 ) 島	172,287	175,120	175,120	219,060
( 楽 ) 浦	23,925	19,775	19,775	33,596
( 飯 ) 谷	230,214	203,046	203,406	236,213
烟 上	239,229	203,305	203,305	216,594
三 原	114,078	110,780	110,780	129,743
氣 比	509,214	489,335	489,335	518,748
田 結	160,348	151,613	151,613	153,873
小 計	10,402,711	10,074,361	10,430,623	10,695,916

## 城崎郡川西

佐野	243.084	232.182	232.182	佐野	239.356
九日市上ノ町	349.787	九日市上ノ町 361.326	361.326		375.031
九日市中ノ町	101.237	九日市中ノ町 84.950	84.950		86.770
九日市下ノ町	213.828	九日市下ノ町 187.467	187.467		202.434
妙楽寺	107.063	80.373	妙楽寺 80.373		100.009
大磯	264.736	234.930	234.930		241.346
小崎		208.719	208.719		211.564
戸牧	298.565	298.411	298.411		460.921
正法寺			129.287		116.656
豊岡町	717.410	472.596	678.501		714.227
新屋敷	232.976	229.306	229.036		235.014
六地蔵	200.278	176.740	176.740		177.710
一日市	369.317	359.773	359.773		439.022
野田庄	100.675	100.675			
野上村分					
野宮島村分	74.000				
"	73.298	野田宮島 147.266			
野船町	78.261	野田船町 78.261			
野豊岡町	205.500	205.905			
高屋	381.986	374.748	374.748		386.029
上陰	176.012	172.028	172.028		185.309
下陰	542.778	531.045	531.045		610.115
福江	757.609	805.179	805.179		809.841
岩井	444.661	439.472	439.472		443.301
宮井	241.605	233.618	233.618		249.676
庄井	717.195	680.507	680.570		691.089
野垣	196.164	195.234	195.234		195.556
吉井	40.419	39.490	39.490		44.584
大谷	285.927	282.335	282.335		283.310
福成寺	184.091	178.540	178.540		188.796
	148.748	141.141	141.141		164.276

## 第二章 豊岡城下町の形成と幕藩体制の成立

内	町	246,186	237,727	237,727	255,883
辻		199,905	194,739	194,739	209,753
船	谷	128,942	125,858	125,857	127,836
目	坂	156,567	146,269	146,269	174,213
森	津	310,986	298,288	298,288	322,543
	滝	195,702	188,000	188,000	190,659
新	堂	102,265	57,770	97,770	101,718
岩	熊	105,801	97,774	97,774	102,468
江	野	168,139	郷野 217,117	217,117	247,799
伊	賀	163,481	95,300	95,030	96,767
(上)	谷	102,985	88,791	88,791	114,161
(簸)	(山)	165,707	154,683	154,683	183,259
(来)	磯	276,852	249,933	249,933	276,801
(今)	日	118,945	117,635	117,635	156,917
(湯)	津	533,535	138,399	138,399	178,716
(桃)	島	75,431	65,897	65,897	162,278
小	島	125,196	109,040	109,400	137,209
瀬	戸	60,269	52,505	52,505	60,511
津	居	津山 16,302	津居山 10,230	10,230	12,766
	計	11,000,406	10,178,172	10,021,139	10,964,119

総	計	28,841.777		28,614.111	30,216.641
内	豊岡市分	26,845.195		27,048.124	28,319.699
	城崎町分	1,996.582		1,565.987	1,896.942

注 (1) 宝曆7年は、出石郡・氣多郡のみ『六郡村高帳』による。

(2) 舟木家に寛政11年11月写『但馬郷村高付帳』があるが、宝曆7年『但馬国高一紙』にほぼ同じ。

(3) この表は主として、『兵庫県史資料』による。

(4) ( ) 内の村は、城崎町域。



写157 寛政5年に作成された『伊賀谷村田畠名寄帳』の末尾の記事 江野村との山論があつたので調整した帳簿である。今後、論争しないことなどと書いてある

ている。

今森・江本・塩津各村は、寛永十六年までは一ヶ村で、新田村とも呼ばれていた。

戸牧村は、杉原長房の時代に一ヶ村となつたことは、すでに述べたが、この戸牧の内から、正法寺村が、同地内で天和二年に「あわら新田」が開発されたあと戸牧村から一ヶ村として独立している。

逆に、室町時代には存在した村が、江戸時代に消滅している例がある。野田庄である。どういう理由で消滅したかは、いまのところ不明であるが、この地域に、小田井から上陰にかけて、円山川の古い河道跡が見られる。ここに、何らかの謎がかくされているようにも思える。寛永十六年には、村高五三一石もある野田庄は、野上分・宮島分・船町分・豊岡町分と四分割されている。

文化三年には、下陰村の半分が豊岡藩領から久美浜代官所の支配地になるが、このとき残された豊岡藩領が分離して中陰村となつている。

また、江戸時代の小尾崎村は城山の南谷にある武家屋敷地の介在で小尾崎町と小尾崎村（三坂地区）に両断されている。小田井町も元は六地蔵村の一部であり、豊岡城主・杉原氏のころの堀川開削によつて二分された。

伊賀谷村田畠名寄帳 伊賀谷村と隣村の江野村とは後述するように、寛政年間に大きな山論が発生しているが、伊賀谷村の敗訴となつた。

この結果、双方とも再検地というきびしいお仕置を受け、おそらくは伊賀谷村の村域は狭められて一〇町一反五畝となるが、石高は九五石三升から九六石七斗六升七合と計り増しとなり、一石七斗余と増加した石高に応じ以後、毎年の貢租を負担することになる。

寛政五年十二月に作成された『伊賀谷村田畠名寄帳』の末尾の記事を要録する。

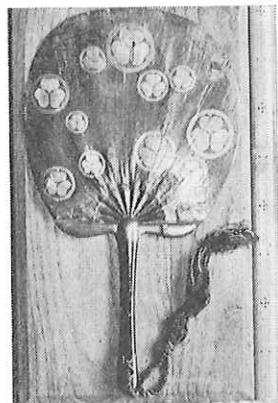
右ハ、天明年中丙午年ヨリ江野村と山論出入ニ付、地所分明ニ分リ難ク御代官野村權九郎様田畠一筆限り御検地仰付為され、御改メ之上、御水帳御渡シ遊バされ候ニ付、大小之百姓入作之者まで一同奉拝見仕り御水帳之通リ名寄帳仕リ候処相違御座無く候。（中略）然ル上ハ右山畑見取場之儀ニ付、以後争論これ無キ様仕可く候。（下略）（伊賀谷村兼帶滝村庄屋・治郎右衛門ほか年寄・百姓代以下二八人、出作者十六人連署）

このとき、同時に行なわれた江野村の検地帳には、六尺一寸をもって一間としたと記されている。

村別石高の  
変遷  
五年（一八三四）の三ヶ年次分について判明している。この数字によつて、江戸時代の初期・中期・後期を通じての村高の変遷の全容を知ることができよう（表33『豊岡市及び城崎町内、村高一覧表』参照）。

## 第五節 豊岡市域における新田開発

近世初頭の  
新田開発  
近世初頭において但馬地方の各地で大いに新田開発が奨励された例がみられるが、これは近世封建領主の貢租増収政策のあらわれとして当然のことであった。豊岡地方においても、いくつかの



写158 徳川家康から拝領したと伝える団扇  
(豊中市・藤井康之亮氏蔵)

例を知ることができる。

#### ①野田庄の新田開発（天正九年）

既述のように、宮部善祥房の鈴木三郎左衛門への褒状によれば、鈴木三郎左衛門が野田庄の荒地を開発したことが総大將の上間に達し、褒美として百姓頭に任命するとともに、旧・大隅玄蕃の屋敷所を賜わり永代免許されたのであった。

鈴木三郎左衛門は播磨の赤松氏の世臣の子孫であるが出石の五兵衛という者と知り合い、その勧誘により豈岡に来て、宮部善祥房が盛んに野田庄の荒地開墾を奨励するのに応じて天正九年（一五八一）六月からこれに従事し、まず六地蔵村の荒地を開墾し、多くの田畠を得たという。鈴木三郎左衛門は重信という名であつて、後に子孫は代々、河本嘉左衛門と称したといわれるが、両家を結ぶ史料はない。河本家は元禄年間に大庄屋に任命されて幕末に至り、慶應三年（一八六七）豊岡領庄屋の上座に任命され帶刀を許されている。

#### ②法花寺村・祥雲寺村の新田開発（天正年間）

祥雲寺の伊地智三郎右衛門家の先祖は、土岐伊賀守光基という。天正年間に伊地智光任・光長の兄弟が相携えて但馬に入り、兄の光任は法花寺村に隠れ、荒地を開墾して村人の畏敬を受け、弟の光長は祥雲寺村を開拓して居住したという。祥雲寺・伊地智家の子孫は代々、三郎右衛門を称し、後世に庄屋もしくは大庄屋に任じられた。

兼田の足立六左衛門家は、元禄元年に伊地智家から別家し、荒地を開き、代々、庄屋を勤めた。

③宮井村の新田開発（天正年間）

宮井村の藤井伊右衛門が明治七年に豊岡県へ願い出た文書の中に、

「私どもの先祖・藤井左京の嫡子・猪助は、宮部善淨房様が豊岡在城の節、当國の地理にくわしいので召し出され、國中にまだ多分の空地があつたので、田畠開発を猪助へ仰せつけられ、その賞与として望みの土地を宛行われる旨を仰せ聞かされ、そこで宮井村の端に岡や山の空地があつたので、右の場所を除地として申請し、その後も引続き現在まで私どもに至るまで間違ひなく頂戴しております」

と述べているくだりがある。

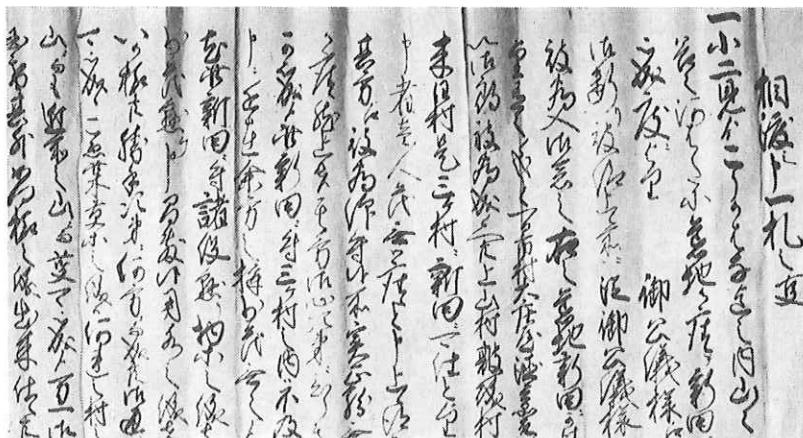


図59 小二見と玉石新田の位置関係図

灰色部が当時の湿地帯（推定）  
Ⓐ城崎町二見 Ⓑ小二見 Ⓒ玉石新田

④小二見村の新田開発（天正二年）

保田勘左衛門家に伝わる由緒書によれば、同家の祖先は新羅より渡来して帰化し、豊岡に定着して保田と称し、



鳥井忠左衛門らに送った。

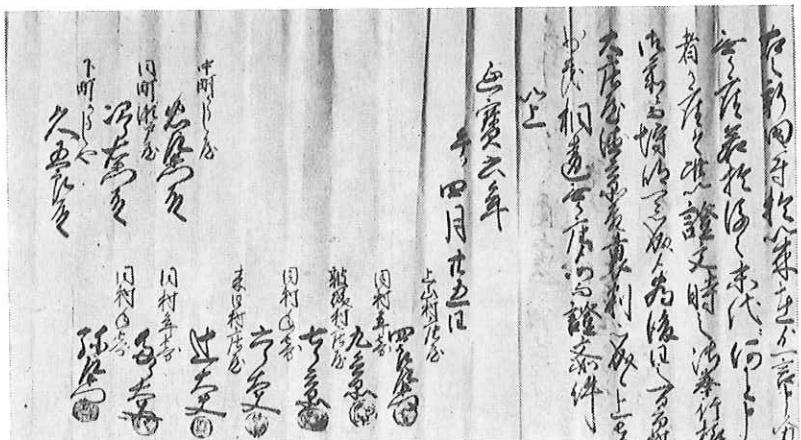
(鳥井忠文氏藏)

綿屋という屋号で酒造業などに携わっていた。既述のように応安三年（一三七〇）に二見村（城崎町）に新田屋敷を開発し農業を営んだが、さらに海船を作つて諸国運送を業とし、屋号をして天正九年（一五八一）七月に鳥取攻めのとき、宮部善祥房が豊岡通行時の宿泊の本陣を綿屋が勤めたと伝承している。

これらの天正年間の新田開発の例で知られることは、但馬征伐の戦乱による旧支配秩序と旧社会の破壊の反面で、城下町の建設と並んで農村の開発と支配に向かって大きな努力が払われ功労のある者への優遇策が盛んに採用されていたわけで、これらの人びとが近世村落の支配層に組み込まれていったことがわかる。

**新田開発の具体例** 江戸時代を通しての豊岡地方の新田開発の記録や伝承は、あちこちに残っている。その中から拾いあげて、いくつかを次にあげておこう。

①慶長十九年（一六一四）に豊岡領主・杉原長房は、六地蔵村



写159 延宝6年、小二見新田開発同意書 上山村・簸磯村・来日村3ヶ村より

の西方を開削して円山川の水勢を分けるように努めた。しかし、これがいつしか埋まってしまったので、貞享（一六八四）・

元禄（一六八八）のころに新しく、領主・京極高住が堀川の拡張工事を完成させ、堀川と命名した。この工事は非常に大規模な治水工事であって、極めて重要な貢献をしている（『豊岡誌』）。

②天和三年（一六八三）には、京都の興正寺の役人・橋本長三郎・宮内某の二名が京極伊勢守高盛の許可を受け、あわら・正法寺池で一二九石二斗八升七合の新田を開拓した。この新田開発も相当、大規模なものであったことがうかがわれる。このとき開拓されたのは從来、沼地であったところであるが、この沼地は高屋・上陰などの耕地の灌漑用水の溜場でもあったので以後、高屋・上陰の耕地の灌漑に支障を生じ、正法寺村から願い出て貞享元年（一六八四）に興国寺堤を築いた。これは長さ一八〇間・横八五間・堤七二間あり、興国寺溜池と称し一町五反九畝余の面積を構築したもので、野田庄・永井庄の内、一〇〇〇石余の田地の灌漑用水に使用されたという（『五庄村史』）。

③元禄五年（一六九二）の『香住・長谷沢開御地改帳』によれば、元禄初年に香庄村・長谷村の沢開きが行なわれた。石高一〇八石三斗九升三合、大方の貢租率は三ツ（三割）である。一石一反と見積つても一〇町以上の大規模な開発で、貢租率も低く押さえられている。

宝暦六年十一月には、その後に荒れた四二石四升二合分と新聞の六三石九斗七升八合、計一〇六石六斗二升の開発を、出石・宗鏡寺町の米屋□右衛門が請けている。

④享保十一年（一七二六）の『鎌田村郷鑑大概帳』によれば、鎌田村では寛文年間から元禄年間にかけて新田七畝六歩が開発されたとされている。

⑤宝暦三年（一七五三）の『結村指出明細帳』によれば延宝期以降、新田七反二歩が開発されたと記録されている。

⑥明和四年（一七六七）八月の『氣比村新田検地帳』によれば、これまでに、小島村・八右衛門、瀬戸村・孫左衛門ら八人によって、風早嶋の一町六反三畝二四歩を開いたが、その石高は六石五斗五升二合であると久美浜代官・今井平三郎の手代によって決められている。

引き続き両名のほか六郎兵衛の三人は風早嶋で六反八畝九歩を開き、その石高は二石七斗三升二合であると決められたことが明和六年（一七六九）の検地帳で知られる。

⑦文化三年（一八〇六）には、下陰村分の耕地の灌漑用水を確保するために、延長およそ五四〇間、幅一間半の堀川が築かれて、円山川の水を六地蔵村分から引き入れている（『五荘村史』）。

⑧天保三年（一八三二）には舟木外記が豊岡藩の執政に任じられるや、荒蕪地の開墾に力を注いだことが伝え

られている。しかし、具体的なことは明らかでない（『豊岡誌』）。

豊岡藩領の新田開発の傾向　近世の豊岡藩内の大型新田開発は天和三年に興正寺が正法寺村あわら新田分を開いたという例もあるが、その他の多くが商人資本によって開発されていることに注目したい。しかも、多くの多くが豊岡商人である。

商人による前項以外の開発例を次表に挙げる。

時 期	場 所	面 積	開 発 者
天正 慶長	福田・玉石島	三町八反八畝	豊岡町・綿屋(保田)市三郎
延宝八 元禄五以前	赤石・古川新田 桃島・菊屋島	二町九反六畝 十三町九反の大部 一町五反余	鍋屋庄五郎 菊屋某
天和二 元禄五 上山・上三見			鳥井忠左衛門・他二人

ほかに、桃島に紙屋田・戸島に綿屋田・飯谷に鍋屋新田の地名が残されているし、出石領であった引野・土渕には、それぞれ阿瀬屋新田・阿瀬屋

とがうかがえる。

これらの新田開発のすべてが成功したとはいえないようであるが、やがて開発地主と耕作農民との間に開発土地の貸借関係が生じ、ここからも一地一作人の原則がくずれていく。

豊岡藩領における、江戸時代を通じての新田開発の総決算的な資料として、明治三年（一八七〇）に豊岡藩が民部省へ提出した『但馬国城崎郡二方郡郷村高帳』にのせられている数字が興味深い。  
それによると、明治三年現在の豊岡藩領の城崎・二方両郡所属五八ヶ村の石高総計は一万五八二二石余で、

表34 新田開発石高表

	石	60.82	寛文年間以降
磯市下		57.344	3年以降
本村		59.034	天和3年中以降
大九ノ町		36.852	天和7年以降
一日市		32.864	延宝10年以降
福		12.556	宝暦10年以降
田		48.699	寛永元年以降
戸		48.536	貞享年間以降

その中の一七六一石余（約十一セント）が、寛文年間（一六六一～）以降、幕末に至るまでのそれらの村々における「追々」に「高入」となった新田畠の合計であるという。豊岡藩領においては江戸中期以降の、京極氏が豊岡藩主となつた時期から幕末までの約二〇〇年間に、新田開発によつて十一セントの耕地が増加したのである。この資料をさらに細かく吟味してみると、新田開発率は二方郡内において圧倒的に高く、城崎郡内においては一般に低い。それは城崎郡の方が農耕先進地帯であり、二方郡は後進地帯であつたためである。

城崎郡内における新田開発上位の村々の新田開発の石高の数字は、上表のとおりである。

これら的新田開発分の多い村々は歴史的にみて、水害低地で立地条件が悪く、耕地の開発が比較的おくれたところといえよう。さきにみた『豊岡市及び城崎町内、村高一覽表』の中の、これらの村々の石高数字の示すところと完全に一致してはいなければ、これらの村々が江戸時代の初期に比較して幕末までに村高が非常に増加していることは一目瞭然であつて、村ごとの立地条件によって発展が極めて不均等であったことを知ることができる。

但馬全体の総石高の変遷は、天保五年（一八三四）の『天保郷帳』の数字によれば、但馬八郡分合計石高が十四万四一三三二石である。これは寛永十六年（一六三九）の十四万四〇〇石に比較すれば三七三二石の増加であるが、その増加量は比較的わずかであつて、増加率にして一・六六セント弱にすぎない。この全但馬平均値と対比すれば、前記の豊岡藩領の新田開発は非常に高い実績を示すものということができる。

第二章 豊岡城下町の形成と幕藩体制の成立

表35 但馬国之内領知郷村高辻帳 京極甲斐守 天保9年(1838)

但馬国城崎郡之内 29ヶ村

村名	旧高	新田高	村名	旧高	新田高
	石斗升合	石斗升合		石斗升合	石斗升合
今森村	400	7.4.5	春来村	93.1.2.0	8.7.6.7
江本村	311.4.4.8	11.8.2.8	哥長村 (高山とも)	136.2.4.0	23.9.5.4
塩津村	54	1.7.5.6	細田村	64.2.1.0	4.0.2.4
中谷村	340		飯野村	381	28.5.2.5
河谷村	495.2.5.0	6.2.8	桐岡村	63.8.4.0	0.4.8
百合地村	687	9.1.0	多子村	216.2.3.0	9.2.7.5
立野村	655.2.4.7		相岡村	118.7.1.4	41.1.3.6
梶原村	256.7.5.7	3.4.3	切畠村	201.9.1.0	1.6.7.4
庄境村	511.1.5.5	9.8.0	丹土村	358.5.1.2	7.7.4.4
日撫村	132.9.0.0	1.0.9.2	中辻村	195.0.7.0	31.7.5.9
船町村	88.2.6.4	6.1.1.3	塩山村	234.5.0.0	16.5.4.3
野上村	478.8.8.0	17.4.6.3	井土村	162.5.4.2	35.8.4.1
六地蔵村	176.7.5.5	9.5.5	金屋村	64.7.3.2	1.8.2.9
宮島村	78.1.9.2	7.6.9	伊角村	104.1.8.1	3.0.3.9
九日市上町村	332.9.5.2	34.2.4.1	熊谷村	106.3.8.8	16.2.5.9
九日市中町村	84.9.5.0	1.9.8	檜尾村	26.0.6.0	
九日市下町村	158.4.2.2	42.6.4.7	今岡村	80.7.0.4	7.9.3.7
妙楽寺村	99.2.8.3	6.8.6	堺村	8.5.0.4	8.2.6.8
大磯村	235.0.8.4	3.3.6.2	正法庵村	113.8.4.7	5.8.5.8
小尾崎村 (三坂とも)	208.2.2.8	3.3.3.6	辺地村 (藤尾とも)	111.6.8.8	30.3.6.6
豊岡町	1,007.7.3.6	16.0.8.7	高末村	66.1.2.8	2.8.2.3
新屋敷村	229.0.2.2	5.9.9.2	田井村	271.3.0.0	14.9.1.3
高屋村	373.2.4.0	11.4.7.3	指杭村	238.5.8.0	3.5.8.9
上陰村	184.0.1.4	7.4.4	対田村	617.0.7.8	41.5.0.2
下陰村之内 (中陰とも)	377.7.7.1	4.7.5.2	竹田村	220.2.2.3	67.5.8.7
一日市村	399.9.4.7	29.0.0.7	宮脇村	61.7.9.4	
福田村	750	59.1.2.1	新市村	128.2.4.3	6.6.1.0
正法寺村	116.6.5.6		用土村	116.8.7.9	
戸牧村	460.9.2.1		古市村	121.6.9.1	2.7.1.8
(小計)	9,684.0.7.4	255.2.2.8	(小計)	4,664.9.0.8	423.5.8.8
合計	9,939.3.0.2		合計	5,088.4.9.6	

## 第三章 京極氏の入部と豊岡藩政の展開

### 第一節 京極氏の系譜

京極氏の系譜  
寛文八年（一六六八）五月二十一日、京極伊勢守高盛が丹後・田辺（舞鶴）から但馬・豊岡へ移封された。

京極氏の先祖は宇多天皇から出ており、宇多源氏の系統で宇多天皇の皇子・敦実親王七世の孫・佐々木秀義の孫・対馬守氏信が京極に居住し、京極を氏としたのを始祖とする。その後、代々が近江国の北部地方を所領として支配した佐々木支流である。代々、足利将軍家に仕えており、戦国末期には氏信十八世の孫・長門守高吉が將軍・義輝、義昭に仕え天正九年（一五八一）に七八歳で没したが、その妻は浅井長政の祖父・亮政（久政の父）の娘で京極マリヤとして名高く、その三人の子がさらに大いに華々しく名をあげることとなつた。

嫡男・高次は豪勇の士で、信長・秀吉・家康の三代に仕えて功あり、大津六万石の領主となり大津宰相と称せられたが、関ヶ原の役には東軍に味方して西軍に包囲・攻略され一時、高野山に上ったが戦後は若狭一国を賜わり小浜八万五〇〇石の城主に封じられた。その妻・常高院は、織田信長の妹で始め浅井長政、後に柴田